

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年12月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800200 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800018 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 54 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月から昭和 54 年 12 月まで
実家が自営業を営んでおり、そこで働いていたので、母が私と家族の国民年金保険料を水道料金と一緒に納付してくれていた。
平成 21 年に「ねんきん定期便」が届く前は、請求期間が未納になっているとは知らなかったし、未納を理由とする納付の督促等の通知も一度も来たことはなかった。
請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 51 年*月から、母が A 町の婦人会の集金により自身を含む家族の分の国民年金保険料を水道料金と一緒に納付していた旨主張している。

一方、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳の記号番号により行われていたため、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 51 年*月に請求者に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、請求者の国民年金手帳の記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 55 年 1 月に払い出されたと推認でき、それより前に請求者に対し上記とは別の国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡はない。

また、B 市は、請求期間当時は A 町婦人会が納付組織として活動していたが、資料は無いと回答しており、同婦人会において、平成 8 年から平成 15 年まで会長であったとする者は、同婦人会は既に存在しておらず、請求期間当時の資料の保管もなく、同婦人会の会計を担当していたと考えられる請求期間当時の会長及び副会長も既に死亡している旨陳述していることから、請求者の主張を確認できる資料を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800202 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 54 年 1 月 10 日まで

請求期間において、B 市に所在した A 事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構の適用事業所名簿によると、B 市において、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、B 市が提出した営業許可申請書によると、営業場所を B 市、屋号を A 事業所として、C 市を住所とする D 社が昭和 50 年 11 月 14 日付けで営業許可申請を行っていたことが確認できる。

また、D 社は、昭和 50 年 7 月 26 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は既に解散しているため、同社の商業登記簿謄本で確認できる元代表取締役二人に文書による照会を行ったものの、宛先不明で返送された上、請求者が A 事業所で一緒に勤務していたとして姓を挙げた者二人及び前述の営業許可申請書に記載されている責任者について特定することができないことから、請求者の勤務実態に係る回答又は陳述を得ることができない。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。